

岐 阜 労 働 局 発 表  
平成 26 年 10 月 20 日(月)

担当	岐阜労働局雇用均等室 雇用均等室長 木村 久美子 地方機会均等指導官 祝迫智子 電話 058-245-1550 FAX 058-245-7055
----	--



**くるみんマークを交付しました！**  
**～サトウパック株式会社を**  
**「子育てサポート企業」として**  
**美濃市唯一の認定企業で2度目の認定～**

岐阜労働局(局長 佐々木秀一)では、平成26年10月14日に次世代育成支援対策推進法に基づき、サトウパック株式会社を男女ともに育児休業が取得しやすく、また、出産後に職場復帰しやすい環境の整備などに積極的に取り組んでいるとして、「子育てサポート企業」に認定し、認定マーク(愛称「くるみん」)を交付しました。

これにより、現在までの県内認定企業数は37社となりました。

※ 取組事例は別紙1のとおりです。

※ 次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。同法に基づいて「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなど、一定の基準(別紙2)を満たした企業を「子育てサポート企業」(基準適合一般事業主)として、厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任)が認定しています。これまでの県内認定企業は別紙3のとおりです。

## サトウパック株式会社

所在 地：美濃市笠神 1013  
業 種：プラスチックの成型加工及び販売  
労働者数：85人



### 【行動計画期間】

平成24年9月1日～平成26年8月31日

### 【行動計画目標】

目標1 妊娠中や産休・育児休業復帰後の社員のための相談窓口を設置する。

目標2 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均8日以上とする。

### 【行動計画取組状況等】

- ・妊娠中や産休・育児休業復帰後の社員のための相談窓口を設置する。
- ・育児休業の代替要因の確保を明文化している。
- ・産前・産後休業と育児休業の取得、復帰までの具体的スケジュール及びそれぞれの休業に対する経済支援について、当該労働者の意向を踏まえ、育児休業プランを作成し、育児休業の取得の推進を行っている。
- ・計画的な年次有給休暇取得に向けて管理職研修を実施、各部署において年次有給休暇の取得計画を作成、社内報で年次有給休暇のキャンペーンを行い、取得を推進した。
- ・年次有給休暇の平均取得日数が17.6日となった。

## 認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等をしたものが1人以上いること。  
【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】  
当該計画期間において男性労働者のうち育児休業等をしたものがいない中小事業主は、次のいずれかに該当すれば足りる。
  - ① 計画期間において、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
  - ② 計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
  - ③ 当該計画の開始前3年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等をしたものが1人以上いること。
- 6 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が70%以上であること。  
【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】  
当該計画期間において女性の育児休業取得率が70%未満である場合は、当該計画の開始前3年以内の日であって当該中小企業が定める日から計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における女性の育児休業取得率が70%以上であれば足りる。
- 7 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。  
※1 「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」とは、育児・介護休業法第24条第1項第3号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置をいいます。なお、これらの措置は計画期間終了時までに措置されていればよく、措置が講じられた時期は問いません。
- ※2 「始業時刻変更等の措置」とは、以下のような措置をいいます。
  - ・フレックスタイム制度
  - ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
  - ・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 8 次の①～③のいずれかを実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。



## 岐阜県内の基準適合一般事業主「認定」企業一覧

認定年	企 業 名	所在地	認定回数
2014年	(株)ゼス	各務原市	
	医療法人社団白鳳会	郡上市	
	(株)ヨシダヤ	岐阜市	
	社会医療法人厚生会	美濃加茂市	
	東清株式会社	中津川市	
	サトウパック（株）	美濃市	2回目
2013年	クラレプラスチックス（株）	不破郡垂井町	
	岐阜信用金庫	岐阜市	3回目
	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	3回目
	西濃信用金庫	揖斐郡大野町	
	高山信用金庫	高山市	
	たんぽぽ薬局（株）	岐阜市	4回目
	岐阜殖産（株）	安八郡神戸町	
	（株）トーカイ	岐阜市	4回目
	（株）アドバンス経営	岐阜市	
	（医）和光会	岐阜市	2回目
2012年	大垣共立銀行	大垣市	3回目
	（有）星和土木	岐阜市	
	イビデン（株）	大垣市	
	サトウパック（株）	美濃市	
	（公財）大垣市文化事業団	大垣市	
	（社福）大垣市社会福祉事業団	大垣市	
	（社福）和光会	岐阜市	2回目
	（株）ザイタック	土岐市	
2011年	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	2回目
	たんぽぽ薬局（株）	岐阜市	3回目
	（社福）飛騨古川	飛騨市	
	（株）トーカイ	岐阜市	3回目
	（株）市川工務店	岐阜市	
	太平洋工業（株）	大垣市	2回目
2010年	岐阜信用金庫	岐阜市	2回目
	ヤングビーナス薬品工業（株）	加茂郡坂祝町	
	（社福）和光会	岐阜市	

認定年	企 業 名	所在地	認定回数
2009年	東濃信用金庫	多治見市	
	(株) 大垣共立銀行	大垣市	2回目
	たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	2回目
	(株) トーカイ	岐阜市	2回目
	(株) 岐阜高島屋	岐阜市	
	(株) サムソン	岐阜市	
	美濃工業(株)	中津川市	
	(株) アクトス	多治見市	
	(医) 和光会	岐阜市	
2008年	太平洋工業(株)	大垣市	
	生活協同組合コープぎふ	各務原市	
	(株) 東洋	飛騨市	
	イビデンエンジニアリング(株)	大垣市	
2007年	(株) 大垣共立銀行	大垣市	
	岐阜信用金庫	岐阜市	
	(株) 十六銀行	岐阜市	
	(株) トーカイ	岐阜市	
	たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	
	(株) バロー	多治見市 (本部)	
	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	

(注) 認定は、各行動計画期間終了後に達成状況等を審査して行われますので、1回目の行動計画期間終了後認定を受けた企業が、次の行動計画期間終了後に再度認定を受けることができます。